

議 第 3 号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の森林は国土の約7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源かん養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしているが、これらの機能を十全に果たすためには、間伐や森林所有者に対する意向調査、人材育成・担い手の確保等、地域の実情に合った森林整備やその促進に関する事業を着実に実施することが不可欠である。

現在、地方公共団体では、令和元年度に創設された森林環境譲与税を財源として、森林経営管理制度に基づき、管理の行き届いていない森林を整備するため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者や境界が不明の森林の存在や担い手の不足等の課題の解決に対し、想定以上のコストがかかっている。

また、近年、豪雨に起因する土砂崩れや洪水・浸水被害等が頻発化・激甚化する中で、下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民の生命や財産を守るために、森林面積の大きい山間部において、適切な森林管理の下、森林整備等の取組を早急に本格化させるための財源が必要となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、森林整備等を更に推進するため、広い森林を抱える市町村に対し森林環境譲与税をより重点的に配分するなど、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うことを強く要請する。